

富士宮市ブロック塀等撤去事業費補助金制度のご案内

(緊急避難路沿い)

補助金額

ブロック塀の撤去のみの場合

撤去に要する費用と基準額(延長[m]×9,200円)の少ない方の 9/10 以内の額(千円未満切捨)で、1敷地につき 30万円を限度とします。

ブロック塀の撤去の後、フェンス又は生垣を設置する場合

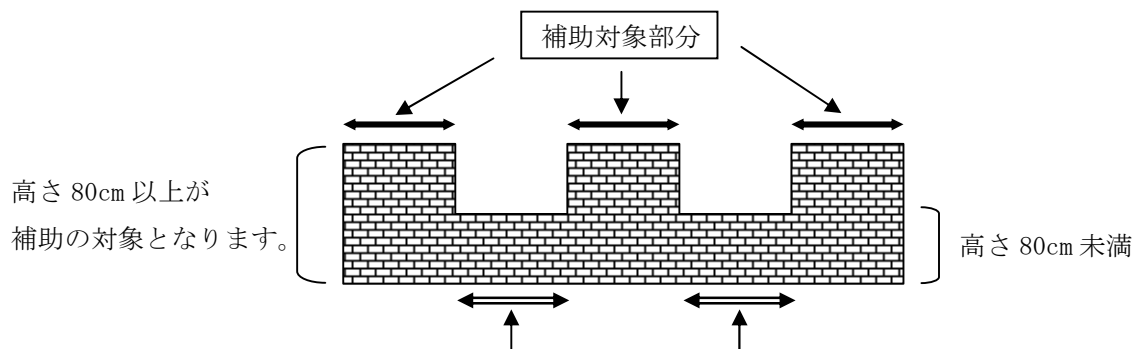
撤去に要する費用と基準額(延長[m]×9,200円)の少ない方の 3/4 以内の額(千円未満切捨)で、1敷地につき 20万円を限度とします。

(フェンス又は生垣を設置する場合は別途補助があります。裏面参照)

補助対象

緊急避難路に面する高さ 80cm 以上の危険なブロック・石・レンガ等による組積造の塀(ブロック塀等の高さが60cm以上80cm未満の場合でも、緊急避難路側の基礎を含めた高さが80cm以上ある場合も対象)です。ブロック塀は原則全て撤去とし、敷地が道路等より高く土留めを兼ねているブロック塀等も全て撤去していただく必要があります(延長に対しては一部撤去でも可能ですが、未撤去部分の危険性がないよう対処してください)。

また、ブロック塀等の高さに高低差がある場合、高さ 80cm 未満の部分は補助の対象とはなりませんが高さが80cm以上の部分も全て撤去の対象となります。



- ・高さ 80cm 未満の部分も全て撤去の対象となります。ただし、補助の対象には含まれません。
 - ・緊急避難路は、富士宮地域防災計画で規定された国道、県道、市道です。
- 詳細につきましては建築住宅課でご確認ください

補助対象とならない例

- ・既に撤去が完了している。(事後の申請)
- ・撤去後に再度ブロック塀等を築造する。
- ・ブロック塀等の撤去に関する他の補助を受けている。
- ・国、地方公共団体、公団、公社、事業団等所有のブロック塀等
- ・再度塀等を築造する場合は金属製フェンスの基礎等にブロック等を使用する(既存一段を残して基礎にする場合を含む)場合。

その他(ブロック塀の撤去のみの場合)

- ・見積書や領収書は補助対象部分のものを、事業完了を証する写真はブロック塀等の撤去後のフェンスや生垣の設置前の更地となった状態のものを用意するようにしてください。
- ・補助事業は年度内に執行していただきます。なお、補助は予算の範囲内で行われるため、受付や事前協議書を提出しても補助対象とならない場合があります。

富士宮市ブロック塀等改善事業費補助金制度のご案内

補助金額

ブロック塀等撤去後のフェンス等の設置

改善に要する費用と基準額(延長[m]×38,400円)の少ない方の1/3以内の額(千円未満切捨)で、1敷地につき166,000円を限度とします。

ブロック塀等の撤去の後の生垣設置

生垣設置に要する費用と基準額(延長[m]×38,400円)の少ない方の2/3以内の額(千円未満切捨)で、1敷地につき333,000円を限度とします。

補助対象

- ・緊急輸送路に面する危険なブロック・石・レンガ等による組積造の塀を撤去した後、フェンスや生垣の設置をするもの。(撤去した組積造の長さを超えないものに限る。)
- ・フェンスの基礎にコンクリートブロック等を使用しないもの。
- ・フェンスの基礎は60センチメートル以下のもの
- ・フェンスの透過率は50%以下、高さは1.2メートル以下のもの。
- ・生垣の延長が3m以上、樹木の高さが50cm以上、樹木の数が1mあたり2本以上であるもの。

補助対象とならない例

- ・既にブロック塀の撤去が完了している。(事後の申請)
- ・フェンスの基礎等にコンクリートブロックを使用するもの。
- ・ブロック塀等の改善、生垣の設置に関する他の補助を受けている。
- ・国、地方公共団体、公団、公社、事業団等所有のもの。
- ・芝生、草花、プランター等移動が可能なもの

その他(ブロック塀等の撤去後フェンスや生垣を設置した場合)

- ・見積書や領収書は撤去部分とフェンス等の設置部分又は生垣設置部分のものをそれぞれ明確にし、事業完了を証する写真はブロック塀等の撤去後フェンスや生垣の設置前の更地となった状態のものと、フェンスや生垣の設置後の物を用意するようにしてください。
- ・補助事業は年度内に執行していただきます。なお、補助は予算の範囲内で行われるため、受付や事前協議書を提出しても補助対象とならない場合があります。

問い合わせ先

富士宮市役所 建築住宅課 建築指導係 電話 0544-22-1229、ファクス 0544-22-1208